



届出・証明

転入時の手続き

桜井市に転入した際、次のそれぞれの場合に該当するときは各担当窓口へ立ち寄ってください。

すべての世帯

- ▶ 水道の開栓手続き ➡ 上下水道部

妊娠中の人がある世帯

- ▶ 妊産婦健康診査(受診券の発行)などの手続き
➡ 保健福祉センター「陽だまり」

転入前に発行された受診券は使用できません。

中学生以下の子どもがいる世帯

- ▶ 児童手当の手続き ➡ 児童福祉課
- ▶ 保育所などへの入所手続き ➡ 児童福祉課
- ▶ 予防接種の手続き
- ▶ 乳幼児健診の手続き
➡ 保健福祉センター「陽だまり」

高校生以下の子どもがいる世帯

- ▶ 子ども医療の手続き ➡ 保険医療課

ひとり親家庭の世帯

- ▶ 児童扶養手当の手続き ➡ 児童福祉課
- ▶ ひとり親家庭等医療の手続き ➡ 保険医療課

義務教育の児童生徒がいる世帯

- ▶ 転・入学の手続き ➡ 学校教育課

国民健康保険の加入者

- ▶ 国民健康保険に加入する手続き ➡ 保険医療課

国民年金の加入者または受給者

- 原則手続き不要
(転入時の状況により、必要な場合があります)
➡ 保険医療課

65歳以上の人がある世帯

- ▶ 介護保険の手続き ➡ 高齢福祉課

75歳以上の人がある世帯

- ▶ 後期高齢者医療制度の手続き ➡ 保険医療課

身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

- ▶ 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳の手続き
- ▶ 自立支援医療(育成、更生、精神通院)の手続き
➡ 社会福祉課
- ▶ 重度心身障害老人等医療の手続き
- ▶ 重度心身障害者医療の手続き ➡ 保険医療課



お亡くなりになった時

亡くなった人が、次のそれぞれの場合に該当するときは各担当窓口へ立ち寄ってください。

世帯主、印鑑登録されている人、住基カードなどを持っている人

- ▶ 世帯主変更の手続き(世帯主が亡くなった後に2人以上の家族が残る場合)
- ▶ 印鑑登録証の返還(登録者のみ)
- ▶ 住民基本台帳カード、マイナンバー通知カード、マイナンバーカードの返還(所持者のみ) **➡ 市民課**

児童手当・児童扶養手当などの受給者もしくは対象児童

- ▶ 児童手当、児童扶養手当などの手続き **➡ 児童福祉課**

国民年金の加入者または受給者

亡くなった人や遺族の状況により、手続きが異なります。
➡ 保険医療課

国民健康保険の加入者

- ▶ 保険税の支払い手続きなど
- ▶ 国民健康保険被保険者証の変更または返却など
- ▶ 葬祭費の支給申請手続き **➡ 保険医療課**

介護保険の被保険者証を持っている人

- ▶ 介護保険の資格喪失に伴う手続き
- ▶ 介護保険証などの返還 **➡ 高齢福祉課**

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人

- ▶ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還手続きなど
- ▶ 自立支援医療受給者証(育成、更生、精神通院)の返還手続き **➡ 社会福祉課**

心身障害者医療費受給資格証・ひとり親家庭等医療費受給資格証・子ども(乳幼児)医療費受給資格証を持っている人

- ▶ 受給資格証の返還手続きなど **➡ 保険医療課**

後期高齢者医療被保険者証を持っている人

- ▶ 葬祭費の支給申請手続きなど
- ▶ 後期高齢者医療被保険者証などの返還 **➡ 保険医療課**

水道使用名義人 もしくは水道料金に関して登録のある人

- ▶ 変更の手続きなど **➡ 上下水道部**

電気・ガス・水道料金など口座振替をしていた口座名義人が亡くなった場合、新たに口座振替の手続きが必要になります。

農地を持っている人

- ▶ 農地を相続した場合は、その農地の所在する農業委員会へ届け出てください。
➡ 農業委員会事務局



届出・証明



戸籍の届出

問 市民課

届出種別	届出期間	届出人	届出に必要なもの	届出の場所
出生届	出生した日を含む14日以内	父・母	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届書(出生証明書) ● 親子(母子)健康手帳 	出生地、届出人の本籍地、住所地または一時的な滞在地のいずれかの市区町村役場
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、または同居していない親族(その他の場合は問い合わせてください)	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届書 	死亡地、死亡者の本籍地、または届出人の住所地のいずれかの市区町村役場
婚姻届	届出により効力が生じる	夫と妻(成人の証人2名の署名が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻届書 ● 戸籍謄本(本籍が桜井市以外の人のみ) ● 届出人の本人確認書類 ● 父母の同意書(未成年の場合) 	夫か妻の本籍地、または住所地のいずれかの市区町村役場
離婚届(協議離婚)	届出により効力が生じる	夫と妻(成人の証人2名の署名が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚届書 ● 戸籍謄本(本籍が桜井市以外の人のみ) ● 届出人の本人確認書類 	夫か妻の本籍地、または住所地のいずれかの市区町村役場
離婚届(裁判離婚)	調停・和解の成立、審判・判決の確定した日から10日以内	夫または妻	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚届書 ● 調停調書の謄本または審判書、判決書の謄本および確定証明書 ● 戸籍謄本(本籍が桜井市以外の人のみ) ● 届出人の本人確認書類 	夫か妻の本籍地、または住所地のいずれかの市区町村役場

※届出に必要な書類は一般的な届出の例です。それ以外の書類が必要となる場合があります。提出の前には市民課まで問い合わせてください。

※戸籍の届出は休日や時間外も受け付けます。ただし、届出の内容に不備などがあった場合は市役所の開庁日に再度来庁が必要な場合があります。

戸籍に関する証明書の請求および手数料

種類	内容	請求場所・請求資格者	手数料(1通)
戸籍謄本・全部事項証明書	戸籍の内容の全部を証明したもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 本籍地 ● 本人 ● 配偶者 ● 同籍者 ● 直系親族 ※代理人の場合は委任状が必要	450円
戸籍抄本・個人事項証明書	戸籍の一部を証明したもの		
除籍謄抄本	婚姻、死亡、転籍などにより戸籍内の全員が除かれたもの		750円
改製原戸籍謄抄本	様式の改製により旧戸籍を書き換えしたもの(現在戸籍より古い戸籍)		
戸籍附票の写し	戸籍在籍中の住所の履歴を確認できるもの	300円	
戸籍届出受理証明書	戸籍届書が受理されたことを証明したもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍届を提出した市町村 ● 届出人 ※代理人の場合は委任状が必要	350円
身分証明書	後見の登記、破産宣告決定などの通知を受けていないことを証明したもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 本籍地 ● 本人 ※代理人の場合は委任状が必要	300円
独身証明書	婚姻中でないことを証明したもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 本籍地 ● 本人 ※代理人となれるのは直系親族のみです。	

注意事項

- 戸籍に関する証明書の交付請求時には、申請者の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。
- 戸籍謄本などを取得できる人は、取得される戸籍に記載されている人、または戸籍に記載されている人の直系親族に限られます。その他の人が取得する場合は、原則委任状が必要となります。なお、兄弟姉妹は直系親族に当たりません。
- 独身証明書を請求できるのは、やむを得ない理由がない限り、本人のみです。

住民異動に関する届出

問 市民課

届出の種類別	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所の市区町村が発行した「転出証明書」(マイナンバーカードを持っている人は発行されません) ●届出人の本人確認書類(運転免許証など) ●委任状(届出人が代理人の場合) ●前住所地で交付されたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(持っている人のみ) ●外国人の人は上記および在留カードまたは特別永住者証明書
転入届 (外国から引越したした場合)	帰国した日から14日以内	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ●パスポート ●外国人の人は上記および在留カードまたは特別永住者証明書 ●本籍地が桜井市以外の人は戸籍謄本および戸籍の附票 ●マイナンバーカードまたは通知カード(持っている人のみ) ※にパスポートにより帰国時に自動化ゲートを利用した人は、上記に加え航空券の半券など、帰国した日がわかるものを持参してください。
転出届	転出するまで	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(運転免許証など) ●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(持っている人のみ) ●委任状(届出人が代理人の場合) ●外国人の人は上記および在留カードまたは特別永住者証明書
転居届	転居した日から14日以内	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(運転免許証など) ●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(持っている人のみ) ●委任状(届出人が代理人の場合) ●外国人の人は上記および在留カードまたは特別永住者証明書
世帯変更届	世帯構成に変更があった時	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類(運転免許証など) ●委任状(届出人が代理人の場合)



届出・証明

注意事項

●住民異動届出により、付随する他の届出が発生することがあります。以下は代表的な手続きです。

国民健康保険に関する事／後期高齢者医療制度・子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成などに関する事／国民年金に関する事／介護保険に関する事／児童手当・児童扶養手当に関する事

※個別の事案によって他の手続きが発生することがありますので、注意してください。

●外国人の人は、世帯主との続柄を証する文書および訳文が必要な場合があります。

住民票の写しなどの請求および手数料

請求できる証明書の種類と手数料

種類	内容	手数料(1通)
住民票の写し	謄本:市内に住民記録がある世帯全員のもの	300円
	抄本:市内に住民記録がある個人のもの	
住民票の除票	以前に桜井市に住民登録があった人	
住民票記載事項証明書	住民票の記載内容について証明したもの	

注意事項

●住民票に関する証明書の交付請求時には、申請者の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

●本人および同居の家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。また、第三者が申請する場合は、委任状または疎明資料の提示および誓約書の記入が必要です。



印鑑登録

問 市民課

手続き項目	届出人	届出に必要なもの
印鑑登録申請 (新規) 印鑑登録証再 交付 登録印鑑変更	本人 (官公庁発行の顔 写真付の本人確認 書類がある場合)	●登録する印鑑 ●本人確認書類
	本人 (官公庁発行の顔 写真付の本人確認 書類がない場合)	●登録する印鑑 ●本人確認書類 申請受付後、印鑑登録の意思 を確認するため、回答書を本 人に郵送します。回答書に必 要事項を記入のうえ、市民課 窓口を持参してください。 ※即日登録・証明書発行は できません。
	代理人	●登録する印鑑 ●代理人の本人確認書類 ●委任状(委任事項と代理 人を指定し、登録する本 人が署名および登録する 印鑑を押したもの) ※即日登録・証明書発行は できません。
印鑑登録申請 (保証人制度利用)	本人と保証人 (桜井市に印鑑登 録がある人)	●本人確認書類(申請者) ●登録する印鑑 ●保証人の登録印鑑
印鑑登録証明 書の交付	本人 代理人	●印鑑登録証 市役所で取得できます。 郵便での申請・交付はでき ません。 1通300円
印鑑登録廃止	本人 代理人	●本人確認書類 ●委任状(代理人が申請す る場合)

注意事項

- 印鑑変更を行う人で印鑑登録証を持っている人は、窓口へ持参してください。
- 保証人制度を利用する場合、保証人の来庁は必要ありません。
- 15歳未満の人および成年被後見人は印鑑登録ができません。
- 登録できる印鑑は1人につき1つです。同一世帯で同じ印鑑を登録することはできません。
- 印鑑証明書の交付には印鑑登録証が必要です。ただし、コンビニ交付サービスにより交付申請するときは、印鑑登録証は不要です。
- 即日での印鑑登録は登録する本人が来庁し、官公庁が発行した顔写真付の身分証明書を提示した場合および保証人制度を利用した場合に限られます。その他の場合(代理人申請や顔写真入りの証明書を持っていないなど)は即日登録ができません。

届出・証明

在留外国人制度

問 市民課

特別永住者

平成24年(2012年)7月9日から特別永住者の制度が変更されています。それまでの「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されています。

こんなとき	届出期間	届出に必要なもの
有効期間を更 新するとき	有効期間満了日 の2か月前から、 有効期間満了日 まで	●特別永住者証明書 ●パスポート(交付を受け ている場合のみ) ●写真(縦4センチ×横3セ ンチで3か月以内に撮影 したもの)
居住地に変更 があったとき	変更があった日 から14日以内 転出の場合は転 出する日まで	●特別永住者証明書
死亡したとき	死亡した日から 14日以内(死亡 届は7日以内)	特別永住者証明書を入国管 理局へ返納してください。

※現在「外国人登録証明書」を持っている人は、制度変更後も一定の期間はその「外国人登録証明書」を「特別永住者証明書」とみなされるため、有効期限までに更新申請をしてください。

※「外国人登録証明書」に記載されていた通称名は「特別永住者証明書」には記載されません。

中長期在留者

中長期在留者(出入国管理法の在留資格を得て在留する外国人の人)には在留カードが交付されています。

在留カードの交付に関することや、下記以外の変更手続きは入国管理局へ問い合わせてください。

こんなとき	届出期間	届出に必要なもの
居住地に変更 があったとき	●変更があった日から 14日以内 ●転出の場合は転出す る日まで	●在留カード

※平成24年(2012年)7月9日の制度改正後に、在留期間の更新などのために入国管理局で手続きを行なった場合は、居住地での届出は必要ありません。ただし、新たに中長期在留者となった人は、居住地での届出が必要です。

マイナンバーカード

問 市民課

希望する人はマイナンバーカードを申請し、住民登録のある自治体で交付を受けることができます。マイナンバーカードがあれば、住民票の写しなどのコンビニでの取得や、インターネットでの税の申告(e-Tax)ができるようになります。また、マイナポータルを活用することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することや、一部行政手続きをインターネットから利用すること

もできます。このカードは、高度なセキュリティ機能を備えたICカードで本人確認の証明書としても利用することができます。

※カードの申請方法については、マイナンバーカード交付申請のご案内またはマイナンバー総合サイトを確認ください。



マイナンバーカードの交付

交付場所 市民課

受け取りができる人

原則本人(15歳未満の人・成年被後見人は、その法定代理人が同伴してください。)

必要なもの

- 交付通知書(はがき)
- マイナンバー通知カード(紙のカード)
- 本人確認書類
- 住民基本台帳カード(持っている人のみ)
- 法定代理人の確認ができる書類(法定代理人のみ)

※戸籍謄本、登記事項証明書など(桜井市の戸籍謄本で確認できる場合、または本人が15歳未満で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要)

注意事項

本人が病気や施設入所などの理由により来庁できない場合は、代理人による受け取りができます。仕事の都合による代理受け取りはできません。代理受け取りの詳細は市民課まで問い合わせてください。

マイナンバーカード受け取りおよび申請サポートに使用できる本人確認書類

- 住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード(写真付きに限る)、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書のうち1点
 - 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの2点
健康保険証、年金手帳、学生証、学校名が記載された各種書類、社員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療受給者証、母子手帳 など
- ※マイナンバー通知カードは本人確認書類として使用できません。

マイナンバーカードの紛失・再発行

マイナンバーカードを紛失した場合、悪用を防ぐためカード機能を一時停止させることができます。

一時停止はマイナンバーカードコールセンターに連絡して行ってください。

- マイナンバーカードコールセンター ☎0570-783-578
- マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- 外国語(foreign language) ☎0120-0178-27

再発行の手続きは市民課で行います。警察署・交番で遺失物届を行い、受理番号を確認してから来庁してください。
※紛失したカードが見つかった場合は一時停止を解除しますので、マイナンバーカードを持って来庁してください。

必要なもの ● 本人確認書類 ● 受理番号

再発行手数料 カード1枚800円/電子証明1件200円

マイナンバーカード申請サポート

これからマイナンバーカードを申請する人の申請補助や写真撮影を行っています。

必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバー通知カード(持っている人のみ)
- 住民基本台帳カード(持っている人のみ)

注意事項

- 申請時には必ず本人が来庁してください。

電子証明書の更新

マイナンバーカードには、コンビニ交付などのさまざまな手続きに利用できる電子証明書が搭載されています。この電子証明書は、カードを発行してから5回目の誕生日を迎えると失効します。カードの機能を引き続き利用するためには更新の必要があります。

更新時期が近づくと封筒で通知が届きます。更新の目安にしてください。

更新ができる人 本人または代理人

必要なもの

- 本人が来庁する場合
マイナンバーカード、電子証明書の暗証番号
 - 代理人が来庁する場合
マイナンバーカード、回答書、委任状、代理人の本人確認書類
- ※回答書、委任状は更新通知に同封されているものを使用してください。
※暗証番号を忘失している場合は再設定が可能ですので、市民課へ問い合わせてください。

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを持っている人は、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)を利用して、各種証明書を取得できます。

利用可能時間 6:30~23:00のうち、店舗営業時間内(年末年始、システム停止日を除く)

※コンビニ交付サービスの利用には、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードおよび4ケタの暗証番号が必要です。

～取得できる証明書～

住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書(最新年度分)

